

ストレスチェック制度実施に関する基本方針

当事務所は、平成 27 年 12 月 1 日に施行された改正労働安全衛生法に基づき、「心理的な負担の程度を把握するための検査」（以下、「ストレスチェック」という。）及びその結果に基づく面接指導の実施等をメンタルヘルス対策の一環としてのストレスチェック制度として導入し、基本方針を次のとおり定めます。

1. 制度導入の目的

職員及び派遣会員（以下、「職員等」という。）のストレスの程度を把握し、職員等自身のストレスへの気づきを促すとともに職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを推進することによって職員等がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを目的（一次予防）としてストレスチェック制度を導入します。メンタルヘルス不調者の発見が目的ではありません。

2. 規程の策定及び周知

ストレスチェックの実施に関して、詳細を「ストレスチェック制度実施規程」に定め、職員等に周知します。

3. 関係法令等の遵守

関係法令等を遵守し、適切にストレスチェックを実施します。

4. 個人情報保護に関する措置

職員等のストレスチェック実施に関連する各種情報、資料等は重要な個人情報であることを認識し、各種法令を遵守し適切に管理、保管します。

5. 不利益取り扱いの禁止

ストレスチェックの実施に関して、受験しないこと等を理由とした不利益取り扱いは一切行いません。

令和元年 7 月 17 日
公益社団法人静岡県シルバー人材センター連合会
静岡市事務所